4　電子調達システムの利用
本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとするが、紙による入札書の提出も可とする。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を令和２年11月30日午後５時までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し、説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東北農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）による。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自ら指名すること又は他者を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
⑼　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : UCHIDA Yukio, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the products to be procured : 14, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : personal computer for teleworking 253 sets
⑷　Delivery period : 29 March, 2021
⑸　Delivery place : Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi prefecture
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have the Grade “A”, “B” or “C” in terms of qualification “Sales of product” at Tohoku area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019, 2020 and 2021.
④　prove to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the procured products.
⑤　prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑺　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 30 P.M., 15 December 2020, in case of submission by document : 1 : 30 P.M., 15 December 2020, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 14 December, 2020
⑻　Contact point for the notice : KUMAGAI Junko, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi prefecture 980―0014 Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4408

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年10月９日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　鈴木　　亘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発札幌第21号（№21）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
連絡車（４×４、スポーツ用多目的車）５台（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　令和３年３月31日
⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　国の所有に属する自動車等との交換契約とし総合評価の方法をもって行うので、①燃費性能に関する書類を提出すること。②落札決定に当たっては、入札書に記載された交換差金（リサイクル費用及び自動車重量税等を含む）に、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（リサイクル費用及び自動車重量税等を除く）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（リサイクル費用及び自動車重量税等を除く）の110分の100に相当する金額にリサイクル費用及び自動車重量税等を加算した金額を記載すること。また、リサイクル費用については、資金管理料（消費税及び地方消費税込み）とリサイクル料金及び情報管理料（不課税）を区分して記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和01・02・03年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づき書類を提出した者を除く。）でないこと。
⑷　当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明した者であること。
⑸　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス体制及び部品の供給体制を整備していることを証明した者であること。